

アンサンブル

男女共同参画情報紙 第38号

令和4年11月 市民協働推進課 発行

タイトルの“アンサンブル”は、フランス語で「一緒に」という言葉で男女が共に考えていく新しい未来のために、との想いが込められています。アンサンブルは、1996年から不定期で発行しています。

11月12日～25日は
「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

問い合わせ 市民協働推進課
TEL973-2626 ✉ jiti2@city.hanno.lg.jp

「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて事業を実施します

暴力は、性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。飯能市では、運動期間にあわせて、以下の事業を実施します。



昨年のパープルリボンキャンペーンの様子(飯能高等学校)

事業	期間	場所	内容
DVに関する図書の貸し出し	10/29(土)～11/24(木)	市立図書館	DVに関する図書の貸し出しをします。
割岩橋パープルライトアップ	11/12(土)～25(金) 16:30～22:00	割岩橋	割岩橋を紫色(パープル)にライトアップします。
DV防止週間展	11/14(月)～29(火)	市民活動センター	市内の高校生が撮影した写真を展示します。
パープルリボンキャンペーン	3/22(水)まで	地区行政センター 市内高等学校 市立図書館	暴力根絶のシンボル“パープルリボン”を貼るタペストリーなどが市内の施設を巡回します。
デートDV防止講座	11/27(日) 11:00～12:00	市立図書館	定員 30人(申込順) 申し込み 11/2(水)9:30～市立図書館へ (電話(972-2114)・ファクス(972-2118)可)

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました

令和4年7月8日に公布・施行されたこの条例は、性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、その取組を推進するために必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とするものです。

基本理念

- ・性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行わなければならない。
- ・性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

差別的取扱い等の禁止

- ・性的指向または性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ・性的指向または性自認の表明に関して、強制し、または禁止してはならない。
- ・正当な理由なくアウティング(性的指向または性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと)をしてはならない。

県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努める。

誰もが安心して暮らせるまちであるためには、一人ひとりの意識や協力が必要となります。飯能市でも、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して飯能市男女共同参画推進条例を施行しています。多様な生き方を選択できる社会の推進への協力をお願いします。

※埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例について詳しくは埼玉県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbtq/jourei.html>

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題に取り組むための専用相談電話の受付時間を延長します。法務局職員および人権擁護委員が対応し、秘密は厳守します。

日時 11月18日(金)～24日(木)8:30～19:00
※11月19日(土)・20日(日)・23日(水・祝)は10:00～17:00
専用相談電話 TEL0570-070-810
問い合わせ さいたま地方法務局人権擁護課
TEL048-859-4507